

# 静岡県社会福祉協議会ふれあい基金

## 地域福祉・ボランティア活動等推進助成事業実施要領

（「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」

別表「3ボランティア育成・活動推進助成事業」に該当）

### 1 趣 旨

民間非営利の地域福祉・ボランティアグループ又は団体等(以下「グループ」という。)が行う地域福祉・ボランティア活動事業に対し助成を行うものとし、その助成に関しては、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 2 助成対象となるグループ

静岡県内のグループで、(1)の要件を満たし、(2)に該当しないものとする。

#### (1)助成対象となるグループ

- ア グループ内の活動者が5人以上いること。
- イ 既に活動をしているグループであること。(活動年数は問わない。)
- ウ 下部グループへの支援又は物品の貸出等のみを行うグループでないこと。
- エ グループの設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと。
- オ 法人は、特定非営利活動法人(NPO法人)のみとする。
- カ 前年度に本事業の助成を受けていないこと。(但し、先駆的(モデル的)活動助成への申込の場合は除く。)
- キ 先駆的(モデル的)活動助成については、過去5年間に先駆的(モデル的)活動助成を受けていないこと。

#### (2)助成対象外のグループ

- ア ボランティア連絡協議会等の活動者の協議体
- イ 自治会・町内会、まちづくり協議会及びサロン活動グループ
- ウ 事業を遂行する実施体制及び実行能力が不透明なグループ
- エ 反社会的勢力、及び反社会的勢力と密接な関わりがあるグループ
- オ 前年度から過去5年間に、ふれあい基金から2回以上助成を受けているグループ

### 3 助成対象となる事業(活動)

活動の中心が静岡県内であり、継続的に地域福祉・ボランティア活動に取り組み、参加者を限定せずに広く募っている次の事業(活動)とし、活動内容は、従来から行っている事業(継続活動)でも、新たに開始する事業(新規活動)でも構わない。

#### (1)活動推進助成

児童虐待防止、引きこもり支援、子育て支援、子育て支援団体等の交流事業、障が

い者の地域生活支援、高齢者・児童の安全・安心、孤立死・徘徊等の予防や見守り、災害時の要援護者支援、団塊世代の地域参加、在住外国人支援等の事業。  
(新型コロナウイルス感染症等に起因する地域生活課題の解決に向けて取り組む活動を含む)

#### (2)先駆的(モデル的)活動助成

制度の狭間にある福祉(生活)課題の解決に向けた事業で、事業計画が具体的で一定の成果が期待できる先駆的(モデル的)事業。

従来から行われている事業をそのまま実施するものではなく、従来の考え方にとられない新たな取組、又は改善によって新たな事業プロセスを築く等を行う事業であり、他の団体でも今後実施される等発展性のある事業。

### 4 助成対象外事業

(1)営利を目的とする事業

(2)学術的な調査研究事業

(3)地方公共団体等の委託を受けて行っている事業

(4)特定の個人又はグループ(会員やその家族のみ等)の利益のみに寄与する事業

(5)助成決定時点で既に完了している事業

(6)公的な補助や他団体による助成を受けている事業

(ただし、公的な助成対象経費が明確に区分(助成交付要綱等により文書で明確に規定)されているとともに、公的な助成対象外経費の内、ふれあい基金では助成対象経費となっている場合は除く。)

(7)申込書に記載以外の事業(申込内容に基づき審査・決定をしているため)

### 5 助成額及び対象経費

(1)助成額

①活動推進助成 1グループ 20万円以内

②先駆的(モデル的)活動助成 1グループ 50万円以内

(2)助成対象経費

別表のとおりとする。

(3)助成対象外経費

別表のとおりとする。

### 6 助成対象期間

年度内(助成をした年の翌年3月末日)とする。

### 7 助成事業の採択

静岡県社会福祉協議会会長はふれあい基金運営委員会の意見を聞き、助成先、助成事業の採択を行い、別に定める日までにグループ宛に通知する。

なお、「先駆的(モデル的)活動助成」は、書類選考後に申請グループの運営委員会での説明(プレゼンテーション)を経て、選考を行い採択する。

## 8 助成事業、資機材への表示

助成事業開催資料(要綱等)又は資機材には、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成」を明記(表示)する。

## 9 申込方法

別紙「助成事業申込書」に必要事項を記入の上、グループの「規約・会則・定款」、「名簿」(直近の役員分・活動者分)を添付し、郵送又は直接持参の方法で別に定める日までに、静岡県社会福祉協議会へ申し込む。

## 10 その他の注意事項

- (1) 申し込みは、1グループにつき1件のみとする。
- (2) 添付書類を含む申込書類は、返却しない。
- (3) 申込内容に基づき、審査・内定をしているので、原則としてその内容を変えることはできない。
- (4) 助成の可否の理由等、審査内容に関するお問い合わせには、応じることができない。

附 則

この要領は、平成21年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度分の助成金から適用する。

別 表

<p>次の経費については対象外費用とする。</p> <p>①クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、電子マネー決済、スマホ決済、商品券、ポイント及び仮想通貨等で支払った経費。※経費の支払いは現金のみ</p> <p>②グループ（団体）の経常的な運営経費（活動者の人件費・通勤費・報酬、家賃、光熱水費、電話代、施設整備費、定例会開催経費等活動維持費用となっているもの）。</p> <p>③大規模事業の一部を補う経費。</p> <p>④活動拠点における設備費、修繕工事費が主な経費。</p> <p>⑤介護保険又は自立支援給付の各サービスと重複する経費。</p> <p>⑥日付が不鮮明、購入品が不明・曖昧、宛名が未記入、発行者（社）の「住所」「社名・団体名・氏名」の記載がない、また必要な印紙がない領収書の経費。</p> <p>⑦グループ（団体）が支払い先となるような支出、その他事務局が不適切と判断した経費。</p>		
	助成の対象となる経費	助成対象とならない経費
謝金	講習会・セミナー等における外部から招いた講師・出演者等への謝金 上限 8,000 円/1 時間、50,000 円/1 日	※原則、グループ（団体）の活動者に対する謝金
旅費	講師・出演者等への交通費・宿泊費 ※交通費・宿泊費及び駐車料金は実費とする ※有料道路通行料金は長距離利用あるいは代替道路がない場合のみとし、ガソリン代については、@単価（1 km 当たり）の記載がある団体規約を提出した場合のみ、実際の走行距離分を計上した分とする ※宿泊費は 1 泊 1 万円以内とする（宿泊料に食費は含まない、ただし食事代を分離できない場合を除く）	視察・研修旅行費等、助成が適切でないと判断する経費
印刷製本費	ちらし、ポスター、報告書等の印刷に係る経費	記念誌発行費等、助成が適切でないと判断する経費
消耗品費	助成事業のみに係る用紙、封筒、文房具購入等に必要経費。 外部から招いた講師・出演者に対する昼食代及び飲料代	グループ及びグループスタッフ関係者が製造した一切の物品等の購入経費 組織運営のために日常的に使用する物品購入費 飲食料費・飲食費
通信運搬費	ちらし、ポスター、報告書等の郵送料や、講師・出演者及び事業参加者との連絡に係る郵送料	電話代 インターネット環境に関する経費（プロバイダー料、ホームページ管理料等）
保険料	助成事業を実施するにあたり加入する保険料	
手数料	助成対象経費の振込等にかかる手数料	
賃借料	会場借上げ料 助成事業に係る物品（マイク・プロジェクター・スクリーン等）の借上げ料	グループ及びグループスタッフ関係者が所有する施設・物品の使用料。（ただし、グループの活動拠点とは別の場所で、一般に広く有償で貸し出しする施設・物品であり、かつ料金表が外部に明示されているものは対象とする）
備品購入費	助成事業のみに係る備品購入費 ※備品とは、使用可能期間が 1 年以上かつ購入価格が 10 万円以上の物品	事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費 パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費 ただし、音訳ボランティア、点訳ボランティア等、活動に不可欠と認められる場合を除く